第４　優先債権、共益債権の弁済
国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権及び協定債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等共益債権については随時弁済する。

以上

（別表省略）

仙台地方裁判所第４民事部

更生計画認可

平成２０年（ミ）第１号

宮崎市大字本郷北方2485番地20
更生会社　株式会社アリサカ
管財人　江藤　利彦

１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　平成21年８月１日から８月19日までの間実施された書面投票及び同年８月20日の関係人集会において可決された本件更生計画は、法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経過（省略）
第２章　更生計画の基本方針と骨子
第１節　更生計画の基本方針
更生会社のうち、収益の良い19店舗を新会社に対し会社分割の形式で移行させ、更生会社に残す６店舗とともに、合計25店舗で自主再建を図る。
また、残りの店舗については、３つの会社に会社分割の形式で譲渡したり、店舗閉鎖して敷金を回収したり機械を売却したりして、弁済資金の捻出を図る。
第２節　更生計画の骨子
更生会社の預金・店舗の売却代金・敷金の返還金・機械の売却代金のうち、事業継続に必要な資金を除いた残額を、第１回（平成22年３月末日）弁済に充てる。
その後の第２回（平成23年３月末日）～第５回（平成26年３月末日）弁済は、25店舗での営業収益をもとに支払っていく。
そして、第５回弁済の後、更生会社は清算して、最終の清算弁済を行なう。
第３章　更生債権等に関する権利の変更、および弁済・納付方法
第１節　通則
１　弁済の場所・方法
本更生計画による弁済は、更生会社の本社において行う。
ただし、更生債権者等が、書面により、銀行口座を指定してその口座への振込を求めた場合には、更生会社の振込手数料負担において、更生債権者等の指定する口座に振り込む方法により支払う。
２　債権譲渡等の取扱
更生手続開始決定日以降本更生計画に定める権利変更日までの間に、債権の譲渡等を原因として、債権の全部又は一部について債権者の名義変更がなされた場合も、権利の変更及び弁済方法その他この更生計画に定める手続は、すべて名義変更前の債権額を基準とする。
３　債権の放棄、債権届出の取下げ
更生手続開始決定日以降本更生計画に定める権利変更日までの間に、債権の放棄または債権届出の取下げがあったときには、権利の変更及び弁済は、放棄・取下げ後の債権額に対してこれを適用する。
第２節　更生担保権
１　不動産等にかかる更生担保権（「売却対象不動産」）
⑴　確定債権
別表８のとおり、債権者数13名、債権額５億6025万5941円である。
⑵　権利の変更および弁済方法
処分連動方式により行なう。
２　不動産等にかかる更生担保権（「継続使用不動産」）
⑴　確定債権
別表８のとおり、債権者数３名、債権額6752万0429円である。
⑵　権利の変更および弁済方法
上記確定債権額全額を、平成22年３月31日にその55％を支払い、その残額につき、以後毎年３月31日を定期弁済日として、平成26年３月31日まで、計４回に分割して11.25％ずつ支払う。
３　リース契約等にかかる更生担保権
⑴　確定債権
別表９のとおり、債権者数43名、債権額13億8589万3438円である。
⑵　権利の変更および弁済方法
上記確定債権額全額を、平成22年３月31日にその55％を支払い、その残額につき、以後毎年３月31日を定期弁済日として、平成26年３月31日まで、計４回に分割して11.25％ずつ支払う。
第３節　優先的更生債権
租税等の請求権については、会社更生法47条７項４号の裁判所許可を得て、弁済する。
第４節　一般更生債権
１　確定債権
別表10のとおり、債権者数96名、債権額177億5269万8187円および開始決定後の利息・遅延損害金である。
２　権利の変更および弁済方法
⑴　開始決定後に生じる利息・遅延損害金は、認可決定日にその全額について免除を受ける。
⑵　収益弁済
ア　上記⑴による免除後の確定債権額のうち20万円までは、平成22年３月31日にその100％を支払う。
イ　上記⑴による免除後の確定債権額のうち、20万円を除した残額に対し、平成22年３月31日にその0.4％を支払い、その残額につき、以後毎年３月31日を定期弁済日として、平成26年３月31日まで、計４回に分割して0.15％ずつ支払う。
⑶　清算弁済
更生会社は、第５回目の収益弁済を終えた平成26年３月31日以降、清算手続に入ることとし、更生会社の残余資産を換価・回収していき、諸経費を控除した後の清算配当原資を、債権額に応じて按分弁済する。
⑷　残額の免除
収益弁済により支払った金額および清算弁済により支払った金額の合計を控除した残額について、更生会社の清算結了時に免除を受ける。
第４章　未確定更生債権等の措置（省略）
第５章　担保権等の措置（省略）
第６章　株主の権利の変更、および新株の発行
100％減資を行い、新たに払込を受けて新株を発行する。
第７章　弁済資金の調達方法等
第１節　弁済資金の調達方法
主として、手元資金・営業収益金・会社分割対価・現有資産の換価代金による。
第２節　予想超過収益金の使途
清算弁済の原資に充てる。
第８章　会社分割
自主再建を図る新会社、および店舗売却をする３つの会社に対し、会社分割を行う。
第９章　共益債権の弁済、および弁済した更生債権（省略）
第10章　更生会社の定款の変更（省略）
第11章　更生会社の役員の選任（省略）

以上

平成21年８月31日　宮崎地方裁判所民事部

監督命令

平成２１年（再）第１号

福島県郡山市田村町金屋字新家16番地
再生債務者　日ノ出工機株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　福島県郡山市深沢２丁目４番20号
鈴木法律事務所　弁護士　鈴木　康元
平成21年８月31日　福島地方裁判所郡山支部

平成２１年（再）第１０号

千葉県木更津市中央２丁目３番４号
再生債務者　株式会社たからや

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　千葉市中央区中央３丁目３番１号
フジモト第一生命ビル９階　酒井正利法律事務所　弁護士　酒井　正利
平成21年８月31日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再）第１１号

千葉県木更津市太田２丁目２番１号
再生債務者　有限会社宝家

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　千葉市中央区中央３丁目３番１号
フジモト第一生命ビル９階　酒井正利法律事務所　弁護士　酒井　正利
平成21年８月31日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係